

## 日広連正会員名簿

※下記の団体に加盟されることで、当会の「組合員」となります。

会員団体名	電話番号	会員団体名	電話番号
(一社)北海道屋外広告業団体連合会	011-621-2393	京都府広告美術協同組合	075-313-0800
青森県屋外広告美術業協同組合	0176-51-6572	奈良県広告美術塗装業協同組合	0743-62-5123
岩手県屋外広告美術業協同組合	019-645-3140	大阪屋外広告美術協同組合	06-6776-8108
宮城県屋外広告美術協同組合	022-257-0437	滋賀県広告美術協同組合	077-525-8373
秋田県屋外広告美術協同組合	018-823-8458	和歌山県屋外広告美術協同組合	073-447-0360
山形県屋外広告美術協同組合	023-615-3120	兵庫県屋外広告美術協同組合	078-261-9217
福島県屋外広告美術協同組合	024-524-0937	岡山県屋外広告美術協同組合	086-250-3454
茨城県屋外広告美術協同組合	029-243-8655	広島県広告美術協同組合連合会	082-232-5279
栃木県屋外広告美術協同組合	028-636-1051	鳥取県広告美術業協同組合	0857-24-2323
群馬県屋外広告美術業協同組合	090-3002-9311	島根県広告美術協同組合	0852-24-8836
埼玉県屋外広告業協同組合	048-572-2941	山口県屋外広告美術協同組合	083-227-2121
千葉県屋外広告美術協同組合	043-225-7911	香川県屋外広告美術協同組合	087-851-7530
東京屋外広告美術協同組合	03-3626-2251	愛媛県屋外広告美術商業組合	089-993-8289
(一社)神奈川県広告美術協会	045-438-9011	徳島県屋外広告協同組合	088-624-7377
新潟県広告美術業協同組合	025-250-0171	高知県屋外広告美術協同組合	088-885-3178
長野県広告美術塗装業協同組合連合会	026-241-3500	福岡県広告美術協同組合連合会	092-522-3072
富山県屋外広告美術協同組合	076-424-7740	佐賀県屋外広告美術協同組合	0952-29-3008
石川県屋外広告業協同組合	076-222-6223	長崎県屋外広告美術協同組合	095-825-3199
福井県屋外広告美術協同組合	0776-22-6216	熊本県屋外広告美術協同組合	096-370-5591
静岡県屋外広告美術業協同組合	054-283-3000	大分県屋外広告美術協同組合	097-574-5412
愛知県屋外広告美術業協同組合	052-551-1823	宮崎県屋外広告美術協同組合	0985-63-3231
岐阜県屋外広告美術業協同組合	058-245-4472	(一社)鹿児島県広告協会	099-222-5959
三重県屋外広告美術協同組合	059-225-4735	沖縄県屋外広告美術協同組合	098-943-6390

令和5年10月1日現在

# 日広連と屋外広告業

## 沿革

昭和33年12月9日	全日本看板広告業組合連合会として発足	昭和60年10月14日	建設業法別表「鋼構造物工事」例示欄に「屋外広告工事」新設
昭和35年1月20日	月刊機関紙「全看連」(現「日広連」)創刊	平成4年10月25日	初の「屋外広告士試験」を実施
昭和36年5月17日	全日本広告美術業組合連合会に改称	平成17年3月30日	屋外広告物法に基づく「登録試験機関」第一号に
昭和40年12月4日	社団法人全日本屋外広告業団体連合会に改組・改称	平成20年6月5日	創立50周年記念第50回全国大会を開催
昭和42年1月22日	「広告美術工」技能検定、初の全国実施	平成24年4月1日	一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会に組織・名称変更
昭和49年9月10日	「屋外広告の日」全国キャンペーンを開始	平成26年12月25日	建設業法別表「とび・土工・コンクリート工事」例示欄に「屋外広告物設置工事」新設
昭和51年4月1日	季刊「サイنز・イン・ジャパン」誌創刊	平成28年12月2日	初の「屋外広告物点検技能講習」開催
昭和51年8月1日	屋外広告物による第三者損害を補償する賠償共済制度スタート		

一般社団法人

日本屋外広告業団体連合会 (略称：日広連)

The Federation of Japan Outdoor Advertising Associations

〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-17-14

TEL:03-3626-2231 FAX:03-3626-2255

<https://nikkoren.or.jp/>



2023.10制作



一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会  
The Federation of Japan Outdoor Advertising Associations

# わが国の屋外広告業界を代表する法人として、都市景観の向上と広告物制度の普及に努めています。

## ご挨拶

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会（略称：日広連）は、全国の屋外広告業者が都道府県ごとに組織した協同組合等の団体を正会員とする一般社団法人です。昭和33年12月、東京オリンピックの開催を控えて世上の批判を浴びていた東海道沿線に乱立する広告物を整備するため、全国の先進的な屋外広告業者が一堂に会して築き上げた組織がその前身であります。当初は任意団体として発足いたしましたが、昭和40年に屋外広告業界を代表する唯一の公益法人として当時の建設省から社団法人の認可を頂き、平成24年には一般社団法人に移行いたしました。組織草創以来、広告美術技能検定職種の確立、屋外広告の日キャンペーンの展開、屋外広告士試験や屋外広告物点検技能講習の実施、サインデザイン専門誌「signs」の発行など、屋外広告物に関する制度や知識の普及啓発、技術技能の継承に努めております。今後も、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止に努めるとともに、屋外広告業の社会的地位の向上を目指す様々な活動を行って参ります。

会長：波田英次

## 9月10日は「屋外広告の日」

昭和48年9月10日、第71回国会で「屋外広告物法の一部改正案」が参議院を通過しました。この改正により「屋外広告業」が定義づけられ、屋外広告業者の届出制度が創設されました。

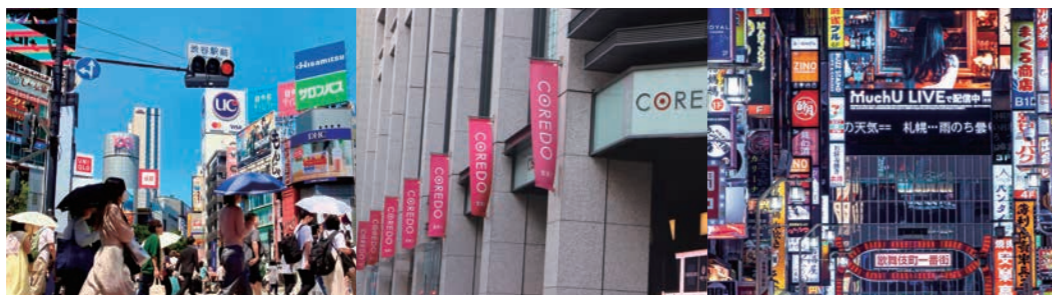
屋外広告業者に対する指導・育成面が強く打ち出された改正であったため、業界としてこれを歓迎、同日を屋外広告の日と決めました。翌49年から屋外広告業の振興と順法精神の涵養を目的とする、屋外広告の日キャンペーンを開始しました。

キャンペーンポスターによる広報活動のほか、会員団体が主体となって違反広告物の除去活動、屋外広告物の安全点検パトロール、公共サインの清掃、行政と協力して街頭での啓発活動などが行われています。

## 屋外広告士試験

日広連では、屋外広告物法に基づく登録試験機関として、屋外広告物の製作・施工について専門的かつ総合的な知識及び技術の水準を有していることを認定する屋外広告士試験を実施しております。

屋外広告士は、屋外広告業の登録に際し、営業所ごとに選任しなければならない業務主任者の資格要件に該当しています。



## 屋外広告物点検技能講習

屋外広告物の落下による事故を防止するため、業界共通の体系としてまとめた屋外広告物の点検に関する知識の普及を目的として、（公社）日本サイン協会との共催により屋外広告物点検技能講習を実施しています。

平成28年、国土交通省は「屋外広告物条例ガイドライン」を改正、新たに屋外広告物の管理義務と点検が明記されました。点検は、屋外広告士や本講習の修了者など一定の有資格者に行わせることが規定されています。

## 雑誌「signs」

「地域の魅力をつくるサインデザイン専門誌」として、屋外広告物を活用した景観まちづくりや観光振興、広告戦略等について、基本的な理論から実践的な技術に関する情報を提供しております。

## 機関紙「日広連」

屋外広告物や日広連に関する各種情報、催事の報告等を掲載しており、全国組合員に毎月お届けしております。

## 日広連の組合員用保険制度についてご紹介します。

種類	内容
屋外広告物総合保険制度	屋外広告物の設置・取付等の工事の結果に起因して、第三者の身体や生命を害し、または財物を損壊した場合に、施工者が負担する法律上の損害賠償責任を補償する制度で、掛金は、年間売上高による段階制。平成28年に国土交通省が「屋外広告物条例ガイドライン」を改正、屋外広告物の管理義務と点検が明記されたことを受けて、シルバー・ゴールド・プラチナに点検保険を自動付帯いたしました。 ●第一賠償シルバー：年間売上高3億円以下の事業者が対象。対人賠償＝1名・1事故1億円。対物賠償＝1事故3,000万円。免責＝1事故5万円。 ●第一賠償ゴールド：年間売上高の制限はない。対人賠償＝1名2億円・1事故5億円。対物賠償＝1事故5,000万円。免責＝1事故3万円。 ●第一賠償プラチナ：ゴールド+オプションB(支給財物、リース・レンタル・財物損壊の範囲拡大のセット特約)の補償内容に加え、広告物以外の大工工事、内装仕上げ工事、塗装工事、とび・土工工事などにも対象範囲を拡大。 ●第二賠償：被保険者(加入者および広告主)が所有、使用もしくは管理する広告物につき、管理の不備に起因して他人の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償する制度。 ●動産総合保険：施工後5年、もしくは5年以内に点検・補修を行った固定式屋外広告物が対象で、不測かつ突発的な事故により対象物件に生じた損害を補償する制度。
事業所生命共済	生命保険と損害保険を組み合わせた本会独自の制度で、所属事業所の代表者及びその従業員が対象。死亡および就業中のケガによる入院費用等を補償する。加入は1人10口までで、1口あたり生保死亡保険金100万円を補償。
無記名傷害保険	従業員が被った業務上の災害について、様々な損害をカバー。政府労災保険給付決定を待たずに保険金支払。人数報告不要。下請負人・パート・アルバイト自動補償対象。Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの異なった補償から加入。
所得補償保険	病気やケガで就業不能となった場合に、加入者の所得を補償する制度。所属事業所の代表者・従業員およびその家族で、15歳以上65歳未満が対象。掛金は、1口月額2,200円で月々10万円を最長1年間補償。加入は1人3口まで。
所得補償保険シニア	病気やケガで就業不能となった場合に、加入者の所得を補償する制度。所属事業所の代表者・従業員およびその家族で、65歳～80歳までが対象。掛金は年齢による4段階制で、1口月額4,130円～10,670円。加入は1人3口まで。
医療補償制度	病気やケガによる入院、手術費用等を補償する制度で、ガンの場合は診断保険金の上乗せ補償がある。所属事業所の代表者・従業員およびその家族で、5歳～89歳までが対象。掛金は年齢による段階制で、1口月額700円～11,810円。1人3口まで加入可。
日広連弔慰金制度	加入者が死亡された時に死亡見舞金10万円を給付する制度で、事業主・従業員および家族が対象。掛金は月額150円で、85歳までが加入対象。